【女子の放射線業務従事者の３月間の線量分布】（注４）（注７）

３月間の線量（注３）（mSv）		１以下	１を超え２以下	２を超え５以下	５を超えるもの	計
放射線業務従事者数（人）	前半の３月間（　月～　月）					
	後半の３月間（　月～　月）					

【原子炉の運転時間及び熱出力】（注５）（注７）

〔原子炉の名称：　　〕

月別	項目	運転時間（h）	熱出力	
			平均（kW）	最大（kW）
月				
月				
月				
月				
月				
合計（注６）				

〈／ＰＲＥ×／ＢＯＤＹ×／ＨＴＭＬ〉

備考

１　注１については、保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。

２　注２については、保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

３　注３については、原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。

４　注４については、妊娠不能と診断された女子及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た女子を除くこと。

５　注５については、原子炉ごとに記載すること。

６　注６については、熱出力の合計欄は、当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。

７　注７の欄に記録する数値は、日本工業規格Ｘ2010で定められている文字を用いること。

８　その他は、様式第７の備考１から５までと同様とすること。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の一部改正）

第十七条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二十八条第三項」を「法第四十三条の三の十一第三項」に、「及び法第十六条の五第三項（法第二十九条第三項」を「、法第十六条の五第三項（法第四十三条の三の十五第二項」に改め、「含む。）」の下に、「及び法第四十三条の三の十二第六項」を加え、同条第一号中「第二号」の下に「、第三条の二第一号、第三条の三第一号」を加え、「加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及び使用施設等（以下「原子力施設」という。）」を「原子力施設（製錬施設を除く。以下同じ。）」に改め、同条第五号中「電気工作物検査員（」を「旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令（平成二十五年経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号）第三条の規定による廃止前の」に改め、「。以下「検査省令」という。」を削り、「第三条」を「第二条」に、「者をいう。」を「電気工作物検査員をいう。」に改める。

第三条第六号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（溶接安全管理審査を実施する者）

第三条の二　機構が行う溶接安全管理審査を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「溶接安全管理審査員」という。）とする。

一　学校教育法による大学において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して二年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

三　原子力施設検査官の職にあった者又は原子力施設検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

五　発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

六　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

（定期安全管理審査を実施する者）

第三条の三　機構が行う定期安全管理審査を実施する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「定期安全管理審査員」という。）とする。

一　学校教育法による大学において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

三　原子力施設検査官の職にあった者又は原子力施設検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四　電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

五　発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者